

傍聴者が守るべき事項

- (1) 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。
- (2) 傍聴者は、会議において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (3) 傍聴者は、みだりに傍聴席をはなれないこと。
- (4) 傍聴者は、私語、談話、拍手等をしないこと。
- (5) 傍聴者は、議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (6) 傍聴者は、飲食、喫煙等をしないこと。

※傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
なお、守っていただく事項に違反した時は、退場していただくことがあります。